

地方分権改革における 都道府県と市町村の関係の見直し

— 教育事務所の統廃合と指導主事の配置 —

押田 貴久

はじめに 本稿の目的と課題

本稿は、地方分権改革における都道府県と市町村の関係の見直しについて、教育事務所の廃止に伴う指導主事の配置構造の変化を題材に検討を行うものである。

1999年の地方分権一括法に伴う地方教育行政法の改正により、教育長の任命承認制の廃止、措置要求に係る規定の削除、「指導・助言・援助」規定の見直しなどの分権改革が進められてきた。しかし、佐藤学（2008）が「義務教育国庫負担問題に象徴されるように過激なほどの構造改革は、分権改革としてみると文部科学省から都道府県の首長に財源と権限が移譲されただけで、市町村教育委員会と学校と教師はむしろ自律性と創造性を限定づけられる結果を招いている」⁽¹⁾と指摘するように、これまでの地方分権改革は、国から地方、とりわけ都道府県への権限移譲を中心に議論されてきた。

こうした中、都道府県と市町村の関係の見直しについて、2005年1月の中教審教育制度分科会地方教育行政部会「地方分権時代における教育委員会の在り方について（部会まとめ）」（以下、「2005年部会まとめ」とする）では、「市町村への権限委譲が進められた場合、義務教育の実施における都道府県の役割が改めて問われることとなる」とし、「市町村の規模等は様々であることから、県域全体における教育水準の維持向上を図るため、都道府県が、市町村の自主性を尊重しつつ、規模等の差により市町村間の

格差が生じないように支援を行う必要がある」とされた。特に、「指導主事を配置することが難しい小規模市町村の学校に対する指導や、指導主事の配置が難しい教科における指導については、都道府県教育委員会が指導主事を派遣したり、指導主事を市町村教育委員会に配置するなど、市町村教育委員会を支援することが必要である」と市町村教育委員会への指導主事の配置や派遣が提起されている。

一方、教育事務所に関しては、1998年中教審答申「今後の地方教育行政の在り方について」でも、具体的改善方策として「ウ 都道府県教育委員会の市町村教育委員会に対する指導等の窓口となっている教育事務所等の役割について、その機能を中核市等の一定規模の市以外の市町村に対する支援に重点を移す方向で見直すこと」とされてきた。さらに、2005年部会まとめでは、今後の教育事務所の在り方として、「今後、教育事務所については、小規模市町村に対する支援や、域内における情報交換、教育研究団体の育成など、市町村相互又は市町村を超えた教育活動への支援に重点を置く方向で見直すことが必要と考えられる」としている。

このように都道府県教育委員会と市町村教育委員会の関係の見直しとして、教育事務所の見直しと指導主事の市町村への配置促進が提起されてきた。そして2007年6月に改正された地方教育行政法第19条第2項では、「市町村に置かれる教育委員会（以下「市町村委員会」という。）の事務局に、前項の規定に準じて指導主事その

他の職員を置く」とし、市町村に指導主事を置くように努めることとされた。2009年の文部科学省『地方教育行政調査』において、市町村教育委員会の指導主事配置率は57.6%（充て指導主事を含む）となっているが、これまで地方における指導行政、特に教育課程行政については、次のような指摘がなされてきた⁽²⁾。

都道府県や政令指定都市においては、学校指導に必要な一定数の指導主事が配置されているが、市町村ではその規模が小さくなるにつれ配置されない傾向があり、指導主事を配置している市町村は全体の約3割にとどまっているのが現状である。したがって、教育課程行政に関しては、本来市町村が設置者となっている小・中学校に関しても、都道府県教育委員会の指導主事が当たっていることが多い。

この指摘のとおり、2000年分権改革がはじまる1999年時点では31.5%（充て指導主事を含む）であった⁽³⁾。分権改革以前の指導主事の配置に対する市町村教育委員会の意識については、笹森健が実施した全国調査において、市教育委員会では76.2%が必ず設置すべきであるとしたのに対し、町36.1%、村28.9%とその認識に大きな差があることが明らかにされている⁽⁴⁾。特に町村教育委員会の回答は、「財政的な関係からも、教育事務所に設置し、必要なときに派遣すればよい」が約半数で、人口規模が小さくなるほどその割合は大きくなっている。したがって、「町村の教育委員会では、町村単独設置は財政的あるいは人材の面から無理な状況があるため、教育事務所あるいは地域の中心の市町村に設置して、必要に応じて派遣できる体制を確立すればよいと認識している」というのが実態である⁽⁵⁾。

実際に多くの都道府県教育委員会は、全県域を幾つかの区域に分け、区域ごとにその区域の教育事務を執行する教育事務所を置いてきた。教育事務所は、教職員人事に関する市町村との

連絡調整や、指導主事の派遣など、域内の市町村教育委員会に対する支援機関として重要な役割を果たしていた。特に町村教育委員会では独自の指導主事が配置できず、配置されたとしても若干名であり、それを補完する役割として県教育委員会の出先機関である教育事務所の指導主事による学校訪問や指導が行われてきた。人材的にも財政的にも資源が乏しく、独自の活動が十分に展開できない市町村教育委員会は、指導行政にかかる資源を教育事務所に依存することで、補完してきたのである。また、堀内（1994, 1995）の分析からしても地方教育事務所は地方教育行政の地域単位として合理性、効率性を有したものであった。

分権改革以降、とりわけ市町村合併に伴う市町村指導主事の配置パターンの変化については、押田（2007）が県費充て指導主事を教育事務所へ集中的に配置してきた「依存・集中型」から各市町村が市町村費で独自に指導主事を任用する「独自・分散型」へ推移していることを2003年並びに2005年の文部科学省の『地方教育行政調査』をもとに分析を行っている。しかし、その後の推移については示されていないと共に、教育事務所の統廃合と市町村への指導主事の配置の関係についての分析はなされていない。なお、加治佐（1998）によれば、「指導主事の設置されている教委の職務遂行度が設置されていない教委のそれよりもはるかに高く、設置されておればその数の多いほど職務遂行度は高くなる」という⁽⁶⁾。そして、「指導主事を配置することは、明らかに教育委員会の教育課程に関する職務遂行度を高めるのに有効に機能しているといえることができる⁽⁷⁾」とするならば、市町村教育委員会へ指導主事が配置されることで、市町村教育委員会の教育課程に関する職務遂行度が高まっていると考えられる。だが、辻村（2010）は市町村に配置される指導主事の数は徐々に増加し、教育指導体制が充実してきているかのようにみえるが、市町村合併を考慮する必要があると述べる⁽⁸⁾。むしろ各市町村の指導主事

は、「従来よりも広域な地区を担当するケースが増えていると考えられる」と指摘する⁽⁹⁾。

以上の実態や研究動向を踏まえ、本稿では、指導行政をめぐる地方分権改革における都道府県と市町村の関係の見直しについて、教育事務所の廃止に伴う指導主事の配置構造の変化を題材に検討を行う。まず、1節では市町村指導主事の配置率の推移、2節では教育事務所の統廃合の状況を整理する。続く3節では国の行政改革の動向を確認した上で、4節において教育事務所が廃止された県（山口県と和歌山県）の事例研究を行う。最後に考察と今後の課題を述べる。

1. 市町村指導主事の配置

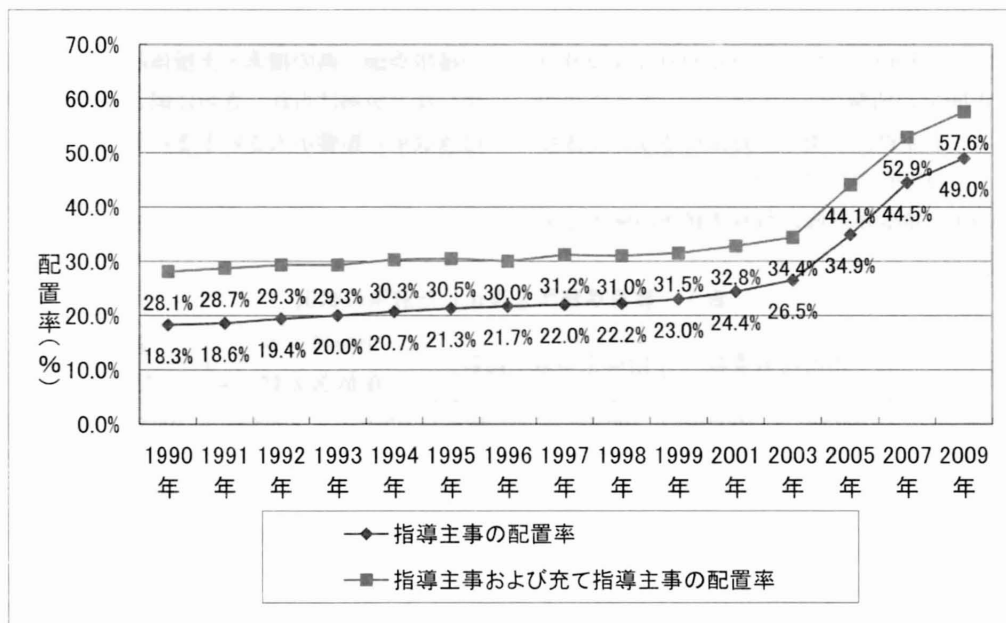
市町村教育委員会における指導主事の配置状況は2009年時点で49.0%、充て指導主事を含むと57.6%である。図1のとおり、年々市町村教育委員会の指導主事の配置率は増加している。特に2003年以降大きく伸びていることがわ

かる。

これは市町村合併により、市町村数が減少すると共にこれまで配置されなかった市町村教育委員会へ指導主事が配置されてきたからである。合併特例法が失効する2005年には2003年に比べ、10ポイント近い伸びになっている。配置数も2003年から2005年には236人増、2005年から2007年には409人増と増員されている。このように市町村合併により市町村教育委員会数も減少しているが、合併後の市町村教育委員会に新たに指導主事が配置されたり、増員されたりすることにより、その配置率は上昇している。

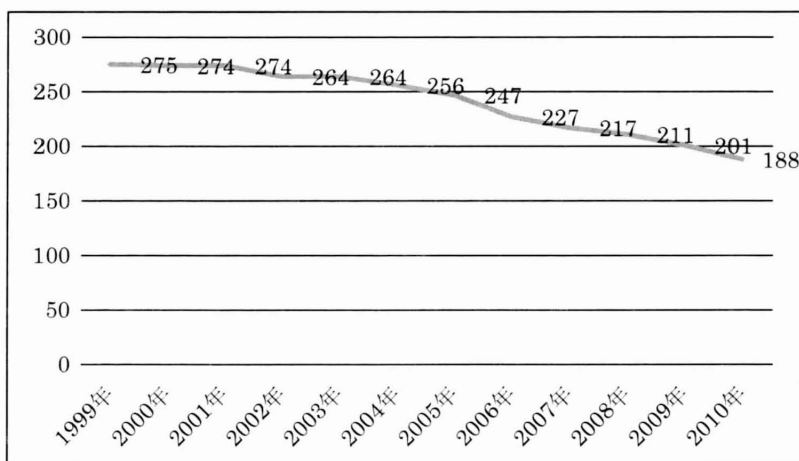
但し、押田（2007）が指摘するように、都道府県別に見ると配置率に違いがある。2009年時点で、神奈川県、大阪府、山口県は全ての市町村教育委員会に指導主事（充て指導主事を含む）が配置されている。なかでも山口県は2003年時点では31.5%であったのが市町村合併と教育事務所廃止、それに伴う指導主事の派遣を受けて、全ての市町村教委に指導主事が配置されている。一方、長野県では市町村指導主事の配置率

図1：市町村教育委員会の指導主事・充て指導主事の配置状況の推移



(出典：文部科学省『地方教育行政調査』より筆者作成)

図2：教育事務所数の推移



(出典：文部科学省『地方教育行政調査』より筆者作成)

は6.9% (84市町村中6市町村) と少ない。一つには他県に比べ市町村合併が行われず、現在も小規模町村が多く、さらには県の方針として教育事務所を中心とする指導体制を維持しているからである。

2. 教育事務所の統廃合

2000年分権改革直前の1999年の教育事務所数は全国で275所あった。それが2009年には201所と10年間で74所減少している⁽¹⁰⁾。さらに2010年には、岩手県、宮崎県、鹿児島県などで統合があり、188所となっている。

2000年分権改革以降に教育事務所の廃止を実

施した府県は、2011年4月現在で、大阪府 (2005年)、和歌山県 (2005年)、三重県 (2006年)、山口県 (2006年)、長崎県 (2007年) の5府県である⁽¹¹⁾。大阪府を除く県では市町村合併により一定規模の市町村教育委員会を創出し、指導主事も配置されるようになった (表1)。

教育事務所の統廃合の背景としては、地方分権改革に伴う市町村合併や政令市・中核市の誕生 (神奈川県、静岡県)、市町村教育委員会への権限委譲、県の指導・支援体制の充実 (統合化) などがあげられ、さらに国と都道府県の行財政改革の影響が大きいとされる。

表1：教育事務所を廃止した府県の状況

	市町村教委数		指導主事数 (総計)		全指導主事配置教委数		全指導主事配置率	
	2003年	2009年	2003年	2009年	2003年	2009年	2003年	2009年
	三重県	74	31	69	108	16	21	21.6%
大阪府	44	43	541	580	44	43	100.0%	100.0%
和歌山県	52	31	54	75	22	26	42.3%	83.9%
山口県	54	20	75	104	17	20	31.5%	100.0%
長崎県	83	24	61	112	8	15	9.6%	62.5%

(出典：文部科学省『地方教育行政調査』より筆者作成)

3. 行政改革の動向

前述のとおり、教育事務所の統廃合の背景には国の行政改革の影響がある。地方公共団体の行政改革については、これまで旧自治省から地方行政改革指針が1985年、1994年、1997年に発出され、各地方公共団体において取り組まれてきた。2000年4月の地方分権一括法施行を受け、同年12月1日に閣議決定された「行政改革大綱」に基づき、「行政の組織・制度の抜本改革」や「地方分権」、「規制改革」等が進められてきた。すなわち、国の行政改革の一環として地方分権や市町村合併自体が行われているのである。

さらに、2004年12月24日には「今後の行政改革の方針」が閣議決定され、2005年3月29日には「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（「新地方行政指針」）が総務省から通知された。この指針に基づき、地方公共団体へ「集中改革プラン」の策定と実施を要請した。

具体的には、「行政改革大綱に基づき具体的な取組を集中的に実施するため、①から⑨までに掲げる事項⁽¹²⁾（⑤及び⑥については都道府県に限る。）を中心に平成17年度を起点とし、おおむね平成21年度までの具体的な取組を住民にわかりやすく明示した計画（以下「集中改革

プラン」という。）を平成17年度中に公表すること」とされた。とりわけ、「第2 行政改革推進上の主要事項について」「1 地方公共団体における行政の担うべき役割の重点化」では、「市町村への権限移譲」並びに「出先機関の見直し」が求められたのである。こうした国や都道府県の行政改革の一環として、教育事務所の統廃合は進められてきたのである。

4. 教育事務所の廃止と市町村指導主事の配置

ここでは、教育事務所を廃止し、全ての市町村教育委員会へ指導主事を配置した山口県（2006年3月末廃止）と廃止した数年後新たに教育支援事務所が創設された和歌山県（2005年3月末廃止）の事例を取り上げ、教育事務所廃止の経緯や支援策、影響を見ていくこととする。

（1）山口県

山口県では、2001年度から2005年度までに実施した第4次行政改革において、「山口県新行政改革指針」（2002年策定）に基づき、行政運営の効率化を図るための様々な改革に取り組んできた。その一つとして、出先機関の見直しと統廃合が進められてきた。2006年3月策定の「山口県行政改革推進プラン」では、「組織と行政

表2：山口県における教育事務所廃止の経過

2003年9月	教育事務所の在り方の検討会を設置
2004年6月	教育事務所の在り方の検討会
2005年2月	教育事務所長会議
2005年4月	県・市町村教育委員会意見交換会議設置
2005年4月	合併市町への指導主事派遣
2005年6月	県・市町村教育委員会意見交換会議
2005年10月	教育事務所廃止の方針決定
2006年3月	7教育事務所廃止
2006年4月	義務教育課に分室を設置
2008年3月	義務教育課分室廃止
2008年4月	本庁に地域支援チームを設置

（出典：筆者作成による）

システムの改革」において、出先機関の再編整備として、①8つの広域生活圏ごとに1事務所を基本として事務所・支所の配置を見直し(2労政事務所、4土木事務所、健康福祉センター4支所、農林事務所5支所の廃止)、②岩国地域に児童相談所を新設、③7教育事務所の廃止が記されている。

教育事務所の見直しの視点として、「市町村合併や地方分権の進展に伴い、それぞれの地域の実情に応じた主体的・自律的な教育活動を行う上で、市町教委が担う役割は今まで以上に大きい。したがって、県と市町の役割分担を見直すことにより、教育事務所を廃止する一方で、市町教委の機能強化に向けた支援として、市町教委への専門的教育職員(指導主事)の派遣・配置を強化する」とされている。

県教委では、2003年9月に教育事務所の在り方の検討会を設置し、内部で検討が進められてきた。2005年4月からは合併市町への指導主事が派遣された。2005年度には教育事務所廃止に向けた具体的な調整が行われ、そして、2006年3月に教育事務所は廃止となった(表2)。

教育事務所廃止に伴う市町村支援として合併市町への指導主事派遣を行っている。2004年4

月には78名であった指導主事派遣数を第1次(2005年4月1日実施)として、合併市町へ指導主事を15名増員し、93名体制とした。さらに第2次(2006年4月1日実施)として教育事務所が廃止され、市町へ指導主事13名増の106名体制となった。

これにより山口県では全市町へ(派遣)指導主事が配置されている。山口県教委ヒアリングでは教育事務所の廃止により、県教委(本庁)と市教委の連携が強化されたという⁽¹³⁾。そして、派遣指導主事による学校支援が充実してきているとのことである。また、県教委としても本庁の地域支援チームと連携し、派遣指導主事の研修の充実を図るなどの支援をしている。

また、山口市教委では「学校マニフェスト」など市独自施策に沿って、校区担当毎に指導主事が学校を支援できる体制が整ってきたという⁽¹⁴⁾。一方、教育事務所の廃止に伴う課題としては、教員人事に関する情報や調整、臨任任免事務、教科書採択事務、給与・旅費など事務負担・経費の増大を指摘している。

(2) 和歌山県

和歌山県では行政改革大綱による定員管理計

表3：和歌山県における教育事務所廃止の経過

2000年4月	県費支弁の市町村立学校職員に係る認定事務(通勤手当)を市町村教委に権限委譲
2001年4月	各地方教育事務所の定数削減(事務所次長ポストの廃止)
2002年4月	那賀・海草地方教育事務所の人事主事をそれぞれ本庁へ
2003年4月	伊都・有田地方教育事務所の人事主事をそれぞれ本庁へ
2003年5月	各市町村教育長に「地方教育事務所統廃合構想にかかる基本方針」を説明
2004年4月	日高・西牟婁・東牟婁地方教育事務所の人事主事を本庁へ
2004年4月	教育事務所廃止に係る教育事務所長会議
2004年4月	庁内に地方教育事務所統廃合プロジェクトチームを設置
2004年5月	市町村教育委員会教育長会議(廃止の通知)
2004年8月	指導主事派遣制度の決定(教育委員会での了承)
2004年10月	市町村教育委員会教育長会議(指導主事派遣制度の説明)
2005年1月	指導主事派遣に関する市町村内示
2005年3月	教育事務所廃止

(出典：筆者作成による)

画の数値目標が掲げられ、1999年度から2003年度までの間に、知事部局（県立医科大学を除く）で約100人削減、教育委員会（教職員）で約500人削減が目指されてきた。事務事業の整理合理化や行政事務の簡素化、事務改善等を積極的に推進するなど、行政サービスを低下させずに事務の効率化を図りながら、職員の削減を行う定員管理手法がとられ、教職員の削減が進められてきた。

2000年4月から認定事務（通勤手当）を市町村教育委員会に権限委譲するなど分権改革が進められてきた。翌2001年には各地方教育事務所の定数削減がはじまり、段階的にポストの廃止や人事主事の本庁への引き上げが行われてきた。2003年5月には各市町村教育長に「地方教育事務所統廃合構想にかかる基本方針」が説明され、翌2004年には廃止の通知、指導主事派遣制度の調整が行われた後に、2005年3月に教育事務所は廃止された（表3）。

和歌山県では教育事務所の廃止に際し、市町村教育委員会との協議により指導主事を3年間派遣してきた。また、県南にある教員研修センター（ビッグU）に教育指導室を一定期間設置し、紀南地方（日高以南）の学校指導業務を支援することとした。指導行政事務が少ない、紀南の教育指導室は、「移動」主事と自称するほど市町村支援が機能していったという⁽¹⁵⁾。

市町村任用の指導主事は2004年の37名から2009年には76名と増加している。教育事務所を介さず、本庁と市町村教育委員会との直接的なやりとりが可能となった。だが、本庁との距離感に不安を抱く教育長もいた。実際に本庁は（指導行政）事務が中心で制約も多く、かつてに比べ、現場の状況が把握しにくくなっている。

こうした状況の中で2007年度の県議会文教委員会主催の地方別教育懇談会では、「県と市町村の連携が十分にできていない」、「現場の声や意見が県に届きにくい」、あるいは「学校への指導力が弱まってきている」等の意見が出される。そこで2008年度から伊都・日高・東牟婁の

3地方に指導主事が駐在する地方教育指導室を設け、市町村教育委員会との連携強化を図ってきた。駐在指導主事が週2～3回振興局へ出向き、市町村教育委員会や学校の支援にあたった。この駐在指導主事を中心に、旧事務所単位で市町村教育委員会の指導主事の連絡会議ができるなど横のネットワーク形成の支援に努めてきた。しかし、2009年9月の定例県議会では山下直也議員から次のような議会質問がなされている⁽¹⁶⁾。

〔前略〕市町村教育委員会と連携をしながら義務教育の充実に大きな役割を果たしていた県下7カ所の地方教育事務所を平成17年度に廃止されました。そこで、お伺いをいたします。小学生、中学生の実態把握ができる貴重なネットワークであった地方教育事務所の完全廃止は、ひょっとして時期尚早ではなかったのか。私自身、今も正直自問自答いたしております。例えば、各地の地方振興局内に配置したまま規模を大幅に縮小するとか、3～5カ所程度に再編するなどできなかったものかなと自分でも考えるわけではありますが、教育長にこの点、お伺いをいたしたいと存じます。

すなわち、教育事務所は完全廃止ではなく、縮小統合でも良かったのではないかという提起である。この議会質問に対する山口裕市教育長の答弁は以下のとおりである。

〔前略〕県教育委員会では、平成20年度から振興局や市町村の協力を得まして、伊都・日高・東牟婁の3地方に指導主事が駐在する地方教育指導室を設けまして、市町村教育委員会との連携強化に努めてまいりました。

次に、組織の改編に伴う市町村教育委員会との協調、協働のあり方につきまして、県教育委員会では、学校人事課と学校指導課が一体となって市町村教育委員会と連携した学校訪問の実施や市町村教育委員会の教育長会及

び事務担当者会議等での指導助言など、市町村支援に努めているところがございます。

今後も市町村教育委員会と密接な連携を図り、教育効果を高める取り組みを一層進めるとともに、より効果的な体制についても検討してまいります。

この山下議員からの議会質問後、教育長の指示を受け、教育局では2009年10月から新たな教育事務所設置の検討をはじめた。そして、2010年度から教育支援事務所を県内4カ所+2分室設置した。教育支援事務所は「管内における市町村を支援し、また市町村間の調整を図ることに努め、もって公立幼稚園、公立小中学校における教育の充実・推進を図るとともに、一人ひとりの学びを実現する生涯学習に振興及び人権教育の推進を図ることを任務とする」とされ、これまでの教育事務所とは異なり、あくまでも管内市町村教育委員会の事業に対する支援に力点を置いた組織である。従って、教育支援事務所の体制は教育支援事務所長、指導主事2名(紀北は3名)、社会教育主事2名と小規模となっている。このように和歌山県では、教育事務所の廃止に伴う諸課題の解決に向けて、新たな「支援」組織を創設したのである。

5. おわりに

行財政改革、地方分権改革の一環で、都道府県教育委員会の出先機関であった教育事務所は統廃合されてきた。この教育事務所の廃止に伴い、市町村教育委員会への指導主事配置促進・派遣が行われてきた。実際に市町村教育委員会の指導主事配置率は上昇している。山口市のように指導主事が市教委へより配置されることで、独自の教育施策を展開し、受け持ちの学校への支援が充実してきているとの指摘もある。

しかし、市町村側の事務・経費負担が増大するとともに、独自での指導主事確保は困難であり、効率的ではないといった指摘もある。県の

支援として、指導主事の派遣も行われてきたが、和歌山県では3年の経過措置を経て引き上げられている。ただ、これまで県の派遣指導主事と町費負担指導主事の2名体制で進めてきたA町では、経過措置後も引き続き2名体制となっている。しかし、町に5つの学校しかないにもかかわらず、指導主事が2名も配置されると学校現場でも優秀な人材が教委へ引き抜かれてしまい、また、財政的な負担も大きくなっており見直しも必要とのことである⁽¹⁷⁾。

一方、独自配置が困難な市町村では、共同設置や退職教員の任用により補うことが一つの方策であり、和歌山県内では分権改革以前からもそのような対策が採られていた。但し、共同設置の場合、教育長の補佐職員として常に行動できるわけではないため不便を感じていたそうである。そのためB町では、町長と協議の上、共同設置ではなく、独自の指導主事を1名配置したという。教育長は指導主事が配置されたことにより、教育施策や学校への支援が充実してきていると感じている⁽¹⁸⁾。

和歌山県で教育事務所が廃止された後に改めて教育支援事務所が創設されたように、急激に進められてきた行政改革による影響を緩和させるための改善も必要であろう。しかし、従来のように教育事務所が教員人事や学校訪問などの主体となるのではなく、あくまでも市町村を補完するかたちでの支援という和歌山型の支援事務所の考え方は、これからの分権化時代に求められる都道府県と市町村の関係とも言える。

なお、本稿では事例として教育事務所を廃止した山口県と和歌山県における行政改革の動向、廃止の経過、支援策と課題について示してきた。しかし、市町村教育委員会へ指導主事が配置されたことによる実際の教育効果や行政効果については、関係する教育委員会ならびに学校の協力を得て、検証する必要がある、この点については今後の課題としたい。

【註】

- (1) 佐藤学 (2008), 13頁。
- (2) 今尾佳生 (2011), 78頁。
- (3) 文部省『地方教育行政調査』1999年。
- (4) 笹森1987, 204頁。
- (5) 笹森1987, 205頁。
- (6) 加治佐1998, 185頁。
- (7) 加治佐1998, 191頁。
- (8) 辻村2010, 207頁。
- (9) 辻村2010, 208頁。
- (10) 教育事務所が減少した府県(減少数)は: 岩手(2), 宮城(2), 山形(3), 埼玉(1), 千葉(6), 神奈川(1), 新潟(1), 富山(2), 山梨(4), 静岡(1), 愛知(4), 三重(全7), 京都(2), 大阪(全7), 和歌山(全7), 岡山(2), 広島(3), 山口(全7), 香川(4), 愛媛(2), 高知(1), 長崎(全6)である。
- (11) なお, 滋賀県, 奈良県, 徳島県の3県は従来から未設置。
- (12) ①事務・事業の再編・整理, 廃止・統合, ②民間委託等の推進(指定管理者制度の活用を含む。), ③定員管理の適正化, ④手当の総点検をはじめとする給与の適正化(給料表の運用, 退職手当, 特殊勤務手当等諸手当の見直し等), ⑤市町村への権限移譲, ⑥出先機関の見直し, ⑦第三セクターの見直し, ⑧経費節減等の財政効果, ⑨その他
- (13) 2010年7月1日実施, 山口県教育委員会ヒアリングより。
- (14) 2010年7月1日実施, 山口市教育委員会ヒアリングより。
- (15) 2010年8月25日実施, 和歌山県教育委員会ヒアリングより。
- (16) 和歌山県議会平成21年9月定例会会議録より。
- (17) 2010年11月30日実施, 和歌山県2町教育長ヒアリングより。
- (18) 同上

【引用・参考文献】

- 今尾佳生 (2011) 「カリキュラムの編成原理」
加藤幸次編『教育課程編成論【第二版】』第2章, 玉川大学出版部
- 押田貴久 (2007) 「市町村教育委員会の指導主事配置パターンに関する研究—類型化と改善方策—」『東京大学大学院教育学研究科紀要』第46号, pp. 421-430.
- 加治佐哲也 (1998) 『教育委員会の政策過程に関する実証研究』多賀出版
- 笹森健 (1987) 『任命制下の市町村教育行政に関する研究』酒井書店
- 佐藤学 (2008) 「新学習指導要領における学力政策のディレンマ」『日本教育政策学会年報』第15号, pp. 8-20
- 辻村貴史 (2010) 「教育委員会制度改革と地方教育行政」『教育制度学研究』第17号, pp. 205-210
- 堀内孜 (1994) 「地方教育行政における地方教育事務所の位置-設置府県と非設置県との比較を通して-」(『京都教育大学紀要A, 人文・社会』第85号, 1994年, pp. 105-117)
- 堀内孜 (1995) 「地方教育事務所の組織と機能—質問紙調査による地方教育事務所の全国実態—」(『京都教育大学紀要A, 人文・社会』第87号, pp. 15-28)

〈付記〉

本稿は, 平成20~22年度科学研究費補助金基盤研究(C)「政治・行財政改革下の教育政策決定構造と自治体教育行財政の変容に関する実証的研究」(研究代表者: 小川正人)の成果の一部である。